

令和3年9月30日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて」を踏まえた、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、日本医師会より通知がありました。

要点は下記のとおりです。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

➤ 家庭等で、薬局において購入した医療用抗原検査キットを使用し、検査結果が陽性であったことを理由に、医療機関（感染症指定医療機関等）の受診があり、医師が患者の診療のために必要と判断し、改めて新型コロナウイルス感染症に係る検査を行った場合
→保険適用となり、当該者の自己負担額のうち検査に係る費用は公費負担対象

➤ その場合の具体的な取扱いについては、令和2年10月19日付（健Ⅱ305F）「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について」の中の「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（令和2年3月4日付健感0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知同年10月14日最終改正）」を参照のこと

https://www.med.or.jp/dl-med/kansen/novel_corona/2020ken2_305.pdf

* 日本医師会ホームページ

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

【担当】
大阪府医師会
地域医療1課（TEL:06-6763-7012）